

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州及びニューサウスウェールズ州の州境地帯に関する制限緩和（10月1日午前1時より施行）

2020年9月25日
在ブリスベン総領事館

●22日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、ニューサウスウェールズ（NSW）州におけるCOVID-19感染の危険性が減少したことに伴い、10月1日（木）午前1時より、州境地帯の制限を以下のとおり緩和する旨発表しました。

- ・NSW州境地帯（New South Wales border zone）の拡大（以下の行政区域を追加）

Byron Shire

Ballina Shire

City of Lismore

Richmond Valley (Casino , Evans Head)

Glen Innes Severn Shire

- ・QLD州境地帯（Queensland border zone）の撤廃

- ・QLD州民は、目的を問わず、QLD州政府が承認したNSW州境地帯全域を移動可能。
- ・QLD州政府が承認したNSW州境地帯居住者は、目的を問わず、QLD州全域を移動可能。

●QLDへの入州には、入州許可証が必要となる他、NSW州境地帯居住者については、同州境地帯に居住している証拠（運転免許証等住所入りのもの）を提示する必要があります。

入州許可証申請：<https://www.qld.gov.au/border-pass>

本件に関する州首相の22日付、メディア・リリースについては、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://statements.qld.gov.au/statements/90847>

Q & Aを含む、本件に関する説明については、以下（英文のみ）の州政府HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions/border-restrictions-1-october>

NSW州境地帯については、以下（英文のみ）の州保健省HPをご覧ください。

https://www.health.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0029/1007759/map-border-

[zones-qld-border-restriction-direction-oct1.pdf](#)

本措置に関する、州首席医務監指令「州境の制限に関する指令第 15 号「Border restrictions Direction (No.15)」原文（英文のみ）については、以下をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions/border-restrictions-direction-15>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>